

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成23年4月1日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆平成23年度の在職老齢年金の支給停止基準額について◆

厚生労働省のホームページ『報道発表資料』において、平成23年度の在職老齢年金の支給停止基準額が現在の47万円から46万円に改定される見通しであることが公表されました。（今回の改定は、以下の下線部分が47万円から46万円に改定される見通しであることが公表されたものです。）

【現在の在職老齢年金制度に係る支給停止の概要】

- 60歳～64歳の方
 - ・ 賃金(ボーナス込みの月収)と年金月額合計額が28万円を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金額1を停止。
 - ・ 賃金が47万円を超える場合、賃金が増加した分だけ年金を停止。
- 65歳以上の方
 - ・ 賃金と厚生年金月額(報酬比例部分)の合計額が47万円を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金額(報酬比例部分)1を停止。(基礎年金(定額部分)については全額支給となります。)

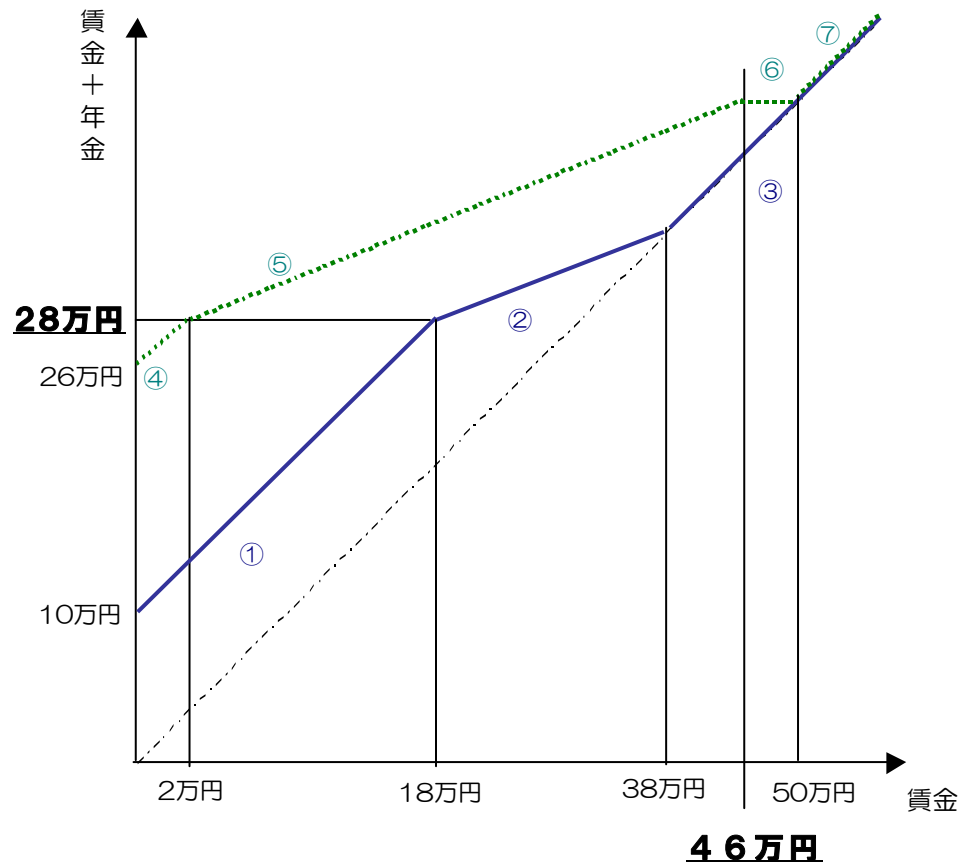
以上



60歳～64歳の方の在職老齢年金制度

【支給停止の方法】

- ・ 賃金(ボーナス込みの月収)と年金月額合計額が28万円を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金額1を停止。
- ・ 賃金が46万円を超える場合、賃金が増加した分だけ年金を停止。



■ 年金額10万円の方

- ① 賃金：～18万円
 - ・ 支給停止なし
 - ・ 賃金と年金月額の合計が28万円以下
- ② 賃金：18万円～38万円
 - ・ 賃金の増加の半分の割合で年金が停止
 - ・ 賃金と年金月額の合計が28万円超
 - ・ 賃金が38万円に到達すると年金全額停止
- ③ 賃金：38万円～
 - ・ 年金全額停止

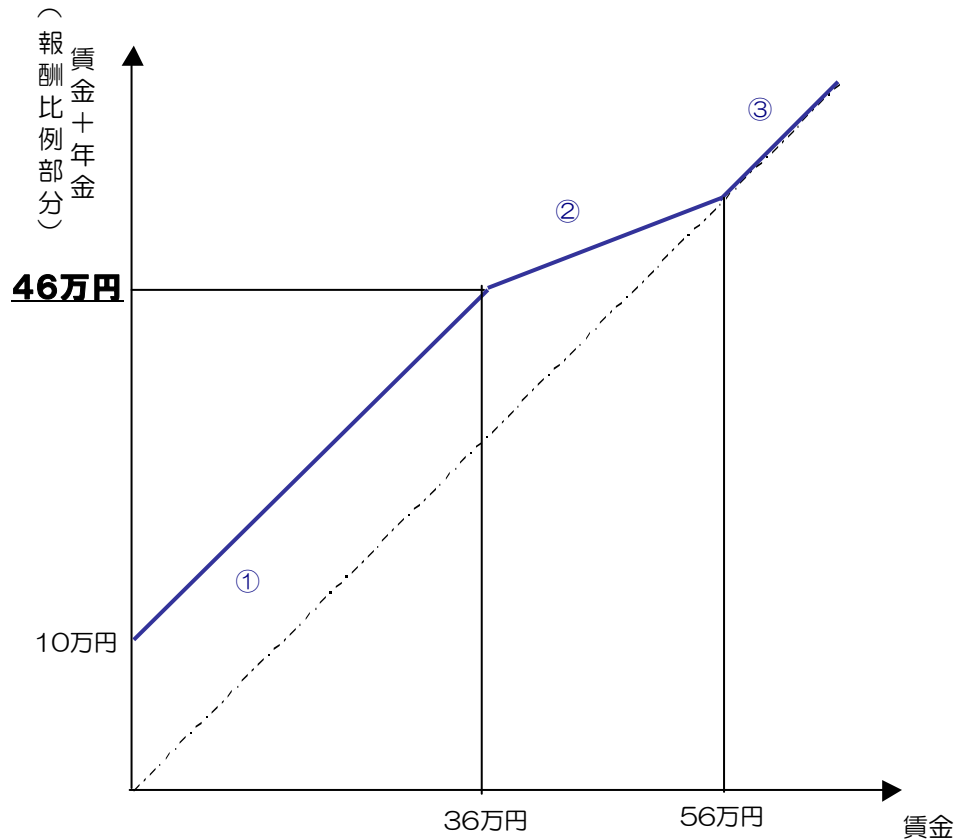
■ 年金額26万円の方

- ④ 賃金：～2万円
 - ・ 支給停止なし
 - ・ 賃金と年金月額の合計が28万円以下
- ⑤ 賃金：2万円～46万円
 - ・ 賃金の増加の半分の割合で年金が停止
 - ・ 賃金と年金月額の合計が28万円超
 - ・ 賃金が46万円の時の年金停止額は22万円
- ⑥ 賃金：46万円～50万円
 - ・ 賃金の増加と同額の年金が停止
 - ・ 賃金が46万円超
 - ・ 賃金が50万円に到達すると年金全額停止
- ⑦ 賃金：50万円～
 - ・ 年金全額停止

65歳以上の方の在職老齢年金制度

【支給停止の方法】

- ・賃金と厚生年金月額(報酬比例部分)の合計額が46万円を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金額(報酬比例部分)1を停止。
- ・基礎年金(定額部分)は全額支給。



■ 年金額10万円の方

- ① 賃金：～36万円
 - ・支給停止なし
 - ・賃金と年金月額(報酬比例部分)の合計が46万円以下
- ② 賃金：36万円～56万円
 - ・賃金の増加の半分の割合で年金が停止
 - ・賃金と年金月額(報酬比例部分)の合計が46万円超
 - ・賃金が56万円に到達すると年金全額停止
- ③ 賃金：56万円～
 - ・年金全額停止

※ただし、基礎年金(定額部分)は全額支給。